

令和6年第10回農業委員会議事録

令和6年10月25日

長瀬町農業委員会

令和6年第10回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和6年10月25日
開催年月日 令和6年10月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 常木 真人
閉会時刻宣告者 14時14分 事務局長 常木 真人
会長 宮澤 史明 会長職務代理 齊藤喜久夫

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	常木 三郎	11	野原 重信
2	林 春政	12	島田 暁
3	武井 哲夫	13	宮澤 史明
4	朽原 仁		
5	野原 隆男		
6	鈴木 智子		農地利用最適化推進委員
7	井上ゆかり		第1区域 堀口 栄一
8	山口 俊司		第2区域 坂上 健司
9	齊藤喜久夫		第3区域 須賀 勤
10	松本 高正		第4区域 野口 稔

○欠席委員 なし

議事参与者 事務局長 常木 真人 主任 小川 竜太
主任 野原 靖子

会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請2件について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2件について
- (3) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について
- (4) 議案第4号 農用地利用配分計画について
- (5) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 それでは、皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。それでは、ただいまより令和6年第10回農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 それでは、初めに、宮澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。

大分秋めいてまいりまして、朝晩ちょっと寒いなど、こたつを出された方もいるんじゃないかなというふうに思います。

新型コロナに加えまして、マイコプラズマ肺炎だとか、これからまたインフルエンザの季節ですので、体調には十分気をつけていただきたいなと思います。

次に、農地パトロールにつきましては、皆さんのご協力によりまして滞りなくできたのかなというふうに考えております。暑い時期の9月を避けて、ほぼいい時期にできたのではないかなというふうに思います。年々、遊休農地が増えているなという感は否めないわけですが、新規に農地を取得したい人や、また規模拡大志向の農家も町内におりますので、そういった方に結びつけていただければ、遊休農地の利用につなげていただきたいなというふうに考えます。

それでは、第10回農業委員会お世話になります。よろしくをお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、早速議題に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席農業委員は13名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

10月12日土曜日に、横瀬町町民会館で令和6年度地域安全大会・暴力排除推進大会表彰式が開催され出席しました。暴力排除功勞の表彰を長瀬町農業委員会として受けましたので、ご報告いたします。これですね。

○事務局 こちらです。

○事務局 回しますか。

○議長 何をやっているかと言われると、例えば、残土の不法投棄だとか、それから反社による農地の不正利用みたいなものがあるやもしれない、そういったところに目を光らせてといった意味での抑止力かなというふうに思います。

◎議事録署名人の指名

○議長 それでは、次に、議事録署名人の指名を行います。

7番、井上ゆかり委員、8番、山口俊司委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に7番、井上ゆかり委員、8番、山口俊司委員を指名いたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請2件について

○議長 それでは、3の議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請2件について議題とします。

農地法第3条、番号1、———氏所有の農地を———氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第3条についてご説明いたします。

譲受人、住所・氏名、———さん。譲渡人、住所・氏名、

_____さん。——さんの親族関係に当たる方になります。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字_____、地目は畑、面積は404平米の1筆です。権利の内容は、贈与による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、下山区内、長瀬第一小学校から東に約200メートルの場所です。

次に、農家の状況ですが、現在、——さんは、長瀬町で約7,000平米の農地を所有しており、主に自家消費用の野菜を作っております。農業従事者は、本人、妻、父の3人です。

年間農業従事日数は、本人300日、妻150日、父300日ということです。

次に、資金計画は、_____。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地の利用状況は休耕中で、一部伐採が必要なところもありましたが、耕作開始がすぐできる状態となっております。

次に、作付計画ですが、作付品目は、自家消費野菜で、主に白菜、大根、ジャガイモで、作付の時期は、すみません、資料のほう令和6年となっているんですが、7年3月以降を予定しているそうです。

次に、農地の状況ですが、駅から500メートル以内にある農地として、第2種農地として判断されます。

そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、町道本中83号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○8番山口俊司委員 8番、山口です。

10月18日に、現地確認を事務局の小川さん、推進委員の堀口さんの3人で行ってきました。

場所は、長瀬第一小学校の、ここに歩道橋がありますけれども、そこを線路のほうに向かって降りて行って、線路から5メートルぐらい手前を左へ入っていったところなんですけれども、この_____さんというのが、_____さんのお父さんのきょうだいだそうで、今、千葉県柏市に、遺産分けというか、_____さんというのがいたんだいね、おじいさんに、それが亡くなったときに遺産分けみたいにしたんだけど、——さんの旦那さんが元気なときは、たまに来て畑やったそうなんですけれども、もう高齢になって旦那さんが亡くなっ

でできなくなったそうで、今度は返すということで、——さんも来年あたり定年を迎えるそうで、今度は土地が増えても、今まで遠いところへ、朝早く出て夜9時だか10時頃帰ってくるそうで、急に定年になってがっかりされちゃ困るんで、ちょうど土地が増えてばりばりできるんじゃないかということで、結構なことだと思って。そういうことで、ぜひ審議よろしくをお願いします。

○議長 山口俊司委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

10月18日、農業委員の山口さん、事務局の小川さんと、あと申請人の——さん、この3名と私とで現地確認をいたしました。

場所は、先ほど言ったように、一小から東へ200メートルの場所、畑は、この申請地の隣がこの申請人の——さんの土地になっておりまして、——さんの土地を除草すると同時に、ここの土地も一緒に管理されているようで、非常に除草もよくされております。

先ほど事務局からもお話がありましたように、裏の写真にもありますけれども、一部樹木を繁茂しているというところがありまして、その辺も整備して使用の予定ということになっております。

あとは、——家とは親戚ということで、無償贈与としての対応ということになっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

使っていただくのはありがたい。

60歳ぐらいの方。

○事務局 ちょうど、そうですね。

○堀口栄一委員 そうですね、あと何年かで定年かな。

○事務局 ちょうどあと1年と言っていました。

○堀口栄一委員 あと1年。

○事務局 はい。

○9番齊藤喜久夫委員 58歳とかじゃない。

○事務局 あと1年半か。

○議長 大丈夫ですか。

ほかに質疑はございませんか。なければ、以上をもちまして質疑のほうは終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がありました。よってご異議ないものと認めます。

本件は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号 農地法第3条、番号2、——氏所有の農地を——氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 農地法第3条、番号2について説明いたします。

譲受人、住所・氏名、——さん。譲渡人、住所・氏名、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字——、地目は田、面積は75平米の1筆です。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、上袋区内、ふれあいベース長瀬から南に約100メートルの場所です。

次に、農家の状況ですが、現在所有している農地はございませんが、現在申請地に隣接している——に住宅を建築中で、完成次第引っ越しをするということです。

農業従事者は、本人、夫の2人です。

年間農業従事日数は、本人180日、夫180日ということです。

次に、資金計画は、——となります。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地の利用状況は、休耕中で、引っ越しが完了してから耕作の準備をしていく予定ということです。

次に、作付計画ですが、作付品目は、自宅の目の前で自家消費野菜が主になります。主にはナス、キュウリ、トマトで、時期につきましては、令和7年5月以降を予定しているということです。

次に、農地の状況ですが、駅から300メートル以内にある農地として、第3種農地と判断

されます。

そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、町道本中52号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

5番、野原隆男委員の説明をお願いします。

○5番野原隆男委員 野原です。説明します。

10月18日に、事務局の小川さんと推進委員の堀口さんと、譲受人であります——さん、代理人の土地家屋調査士の方と現地確認をしてまいりました。

場所については、場所は事務局の説明にあったとおり、上袋区内のふれあいベース長瀬から南に約100メートルにある場所です。

現地についてですが、現地を見ましたが、住宅を建設中で、畑は住宅に隣接しております。工事が完成次第引っ越すということで、場所は自宅の目の前でありまして、毎日作業できる、耕作面積も大きくなく問題ないと思います。田んぼの跡ですので、なかなか、これからお水が出たりいろいろして大変かと思いますが、かえって耕作するということのほうが、そっちのほうが、田んぼのほうが、畑のほうが水を吸ってくれるような感じでございますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 野原隆男委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

10月18日、農業委員の野原さん、それから事務局の小川さん、申請人の——夫妻、それと代理人と現地確認をいたしました。

この場所は、以前許可となりまして、今、母屋を建てられているような状態で、まだ業者の方が出たり入ったりしているような状況でございます。今、現在、板橋区に住んでいらっしゃるということですが、奥さんにつきましては、リモートワークで仕事をするということで引っ越し予定ということでございます。申請土地、ここを畑にするということですね、裏の写真を見ると分かるように、3メートルの25メートルぐらいですかね、全部で75平米ということでございます。母屋のひさしいっぱいまでと、あと境界ブロックまでいっぱい使ったような、本当に庭先の畑というような感じでございます。また、畑につきまして

は、造成整備中ということでありました。ご審議のほどお願いいたします。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

家庭菜園だね。

○事務局 そうですね。

○堀口栄一委員 菜園までしかできないような状況ですね。

○議長 かえってちょうどいい。

○事務局 そうですね。そこから始めてみて、もしまた多くやりたいとかになったらご相談くださいという話はしておきました。

○議長 このぐらいの規模のほうが。

○事務局 始めやすい。

○事務局 手が行き届いたいい畑。

○議長 たまたまここは農地だったの。

○事務局 農地だった、ここ一体がもう田んぼになっておりまして、そこを今切り売りしているようなところ、その中で……

○議長 住宅のところだけ転用したんだ。

○事務局 そうです。

○事務局 1回、畑みたいに。

○9番齊藤喜久夫委員 これって細かい話だけれども、田んぼを畑にするじゃないですか。

○事務局 はい。

○9番齊藤喜久夫委員 そういった場合、何か必要な。

○事務局 そこについての地目については特に……

○9番齊藤喜久夫委員 家庭菜園だから関係ないとは思うんだけど、厳密にいうとそういうのはあるのかなと。ちょっと分かんないんで、お勉強不足なんで。

○事務局 水田台帳とかももう……

○9番齊藤喜久夫委員 ないか。

○事務局 結構、今変わっちゃっているところも多くて。

(発言する者あり)

○事務局 一応そうなんですよ。ちょっと確認はします。

○9番齊藤喜久夫委員 変な話、畑として使うんでしょう。

- 事務局 そう。
- 9番齊藤喜久夫委員 そんなんで、一般的に、田んぼを畑に使っている人多いけれども、台帳からすると畑なのかなと単純に思っただけなんだけれども。
- 事務局 そう、だから、結構、台帳、田、現況、畑みたいなのも出てくるんで、そういう感じに変わるのか、またそれを一斉に、何かきれいになってきたときには多分直さなきゃなのかなというところですね。
- 9番齊藤喜久夫委員 まあ、そこまでやる必要はないとは思っただけけれども。
- 議長 やっぱり、最初の出発が水田が結構多いんですよ。それを変えないでそのまま使って畑地化しているのはいっぱいあるんですよ。
- 9番齊藤喜久夫委員 自分もそうだから。罰則を受けるようなことはないんですか。
- 事務局 ないはずです。
- 9番齊藤喜久夫委員 はず。
- 事務局 ないです。
- 事務局 税上も変わらないと思うので。
- 事務局 税上も変わらないです。田も畑も。
- 9番齊藤喜久夫委員 地目の文字が変わるだけか。
- 事務局 地目の文字で、はい、登記上の地目。
- 5番野原隆男委員 道より下ならいいんですか。 盛らなくてもいいんですか。そんなことないんですか。
- 事務局 いや、そういうのは特に……
- (発言する者あり)
- 5番野原隆男委員 何センチとかってあるんですか。
- 事務局 いや、ごめんなさい、ちょっと我々も勉強不足で、そのあたり厳密な、何メートル何センチというの分からないところあるんですけども。
- 事務局 一応、今、台帳に載っているのも、本当に多いんですけども、実際にやっている人って本当に数えるぐらいで、今、水稻をちゃんと作っていて田んぼとして機能しているところとはちゃんと報告では上げているんですけども、それ以外はちょっと作ってないなったり、ちょっとこういう現況と変わってたりするところまでは拾えていないような状態です。
- 須賀 勤委員 この人は現時点で小さいからいいんだけども、具体的には転作の補助金

だけれども。その辺がどうなのかなという。

○事務局 そう、多くやっている人はそういうのを使ってもらえたりするんですけども、多分対象になる田んぼが少ないと思うんですよね。

○議長 あくまで役場で管理している農地台帳のその数字が転作のカウントになっているので、実態と違うのはいっぱいありますよ。

(発言する者あり)

○議長 ただ、それを見直すとかそういうルールのなものも……

○事務局 今はないかも。

○議長 ないんだよ。なあなあになっちゃって……。

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。よって、本件は許可することに決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2件について

○議長 それでは、次に、議案第2号 農地法第5条、番号1、———氏所有の農地を———氏が駐車場へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

譲受人、住所・氏名、———
———さん。譲渡人、住所・氏名、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字———、地目は田、面積は317平米の1筆です。転用の目的は駐車場となります。権利の内容は、賃借権の設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、ふれあいベース長瀬の西側にある場所です。

次に、申出の事由ですが、今般、近隣の住民の方々もご長寿で、お年寄りも自家用車で診療にいらっしゃったり、また、長瀬町住民以外にも昔からの患者さんが増え、診療時には駐車場の整理をしてもらう人をお願いし、交通整理をしてもらい苦勞をかけています。近所の住民方々にも迷惑をおかけしております。幸い駐車場の隣の————様が駐車場ならお使いくださいと申出があり、申請するものですということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図をご覧ください。こちらの申請箇所の南側のもともと住宅が建っていたところを利用して今回の駐車場も併せて利用するということです。

次に、資金計画ですが、————となります。既存の状態を利用するため造成費等はございません。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅から300メートル以内にある農地のため、第3種農地と判断されます。

次に、そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中53号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

5番、野原隆男委員の説明をお願いします。

○5番野原隆男委員 説明させていただきます。

10月18日に、事務局の小川さんと推進委員の堀口さんと現地確認に行ってきました。

場所についてですが、場所は事務局の説明にあったとおり、上袋区内のふれあいベース長瀬から西側にある場所です。————から道を挟んでの場所ですので近いわけなんですけど、現地については、現地を見ましたが、今回の申請地の北側にも、もともと家が建っておりまして、それらを取り壊し、駐車場として今回の申請地と一体利用するそうです。それですので、申請理由にも書いてありますが、————の混雑状況も理解でき、周辺に耕作している農地もなく、影響もないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 野原隆男委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

来る10月18日、農業委員の野原さん、事務局の小川さんと現地確認を行いました。

現地は、隣接する————の駐車場がありまして、西側、それから北側、ここ両方とも————の駐車場になっておりまして、現地は、ちょっと若干その駐車場にしてはちょっと低い、そんな感じがいたしました。土盛りするとか、あるいは出入口にはきちんと出入りしやすいようにすれば、有効利用が図られるものと考えております。

駐車場にすることに関しましては、特に問題はないと思われまます。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結させていただきます。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条、番号2、————氏所有の農地を————
————氏が駐車場へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条、番号2について説明いたします。

譲受人、住所・氏名、————
————さん。譲渡人、住所・氏名、————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字————、————、地目は全て畑、面積は317平米、265平米の合計582平米の2筆です。転用の目的は、駐車場です。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、五区内、ウエルシア薬局長瀬店より南約100メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、以前より申請地の近傍地にて自動車販売店、修理工場を営んでおります。現在は利用敷地全体に空き地がなく、販売用自動車や修理する自動車を移動させ

る際に大変な状況であります。そこで、近傍地である申請地を購入し、敷地を拡張して一体利用したく申請に至っておりますということです。

次に、計画の内容ですが、土地582平米となります。裏面に配置図がありますのでご覧ください。

次に、資金計画ですが、—————
———ということです。

次に、農地の状況ですが、その他の区域となります。農地の区分としては、駅から500メートル以内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は、普通地域内にあり、国道140号線に接道しております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

4番、朽原仁委員の説明をお願いします。

○4番朽原 仁委員 朽原です。よろしくお願いします。

10月18日に、事務局の小川さんと推進委員の堀口さんと現地確認に行ってきました。

場所は、事務局の説明あったとおりで、特に裏の配置図を見てもらえば分かりますが、ウエルシアが右の端にあるんですけれども、ウエルシアの北側のすぐ隣にある畑で、国道140号に沿ってある畑です。

現地の状況ですが、今まで畑として耕作されていないような状態ですが、草刈りは毎年やっておりました。あと、梅の木や柿の木が10本ほど植えてあります。かなり大きくなっております。この畑の隣は—————として営業しております。この—————敷地内には多くの車が置いてあり、車を移動するのが非常に大変な状況だと思います。こんなような状態なので、申請地を駐車場として使用することは致し方ないかなと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 朽原仁委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

10月18日、農業委員の朽原さん、事務局の小川さんと現地確認を行いました。

現地の隣が—————で、現在の畑は梅とか柿が植えられておりますが、大分葉も落

ちておまして、伐根して畑にするのにはちょっと無理があると感じて、駐車場にするのであれば、よりベターかなと見てまいりました。

ただ、駐車場にしたときに、そのところにライン下りの看板がありますので、当然それは外してもらおうようにということで。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

さん。

○須賀 勤委員 公図のほうで見ると、国道140というか、配置図で見ると140号の隣の村なんですけれども、公図で見ていると、140号がどこになるかちょっと分からない……、分かりづらいんですけれども。

(発言する者あり)

○事務局 563-3がもう道なんですかね。

○事務局 道ですね。

(発言する者あり)

○議長 まあ、いずれにしても現場は栃原さんと堀口さんが見ましたんで、それで納得していただきたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたします。

◎議案第3号 農用地利用集積等促進計画について

◎議案第4号 農用地利用配分計画について

○議長 続きまして、議案第3号、議案第4号については関連がございますので、まとめて説

明させていただきます。

議案第3号 農用地利用集積計画について、議案第4号 農用地利用配分計画についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

なお、借受人である常木三郎委員の議事参与の案件となりますので、常木三郎委員につきましては退席をお願いします。

(1番常木三郎委員退席)

○事務局 では、議案第3号、第4号は、農地中間管理事業に関連する案件のため、続けて説明いたします。

本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、長瀨町が農用地利用集積計画を定めるに当たり、令和6年10月10日付で長瀨町長からの依頼により、農業委員会での審議が求められているものです。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

番号3-1について説明いたします。

貸付けに係る土地については一覧をご覧ください。

申請地は、大字中野上、字和田、字竹ノ内、畑5筆、合計3,550平米となります。土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。

申請地は、役場から北に約100メートルから300メートル以内に点在している農地です。利用権を設定する期間は、令和7年1月1日から5年間です。本案につきまして決定をしていた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用集積計画を決定することとなります。なお、現地は耕作中でした。

続いて、議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見についてご説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、長瀨町が農用地利用促進計画を定めるに当たり、令和6年10月10日付で、長瀨町長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

番号1から5、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、———さんで、住所は———。利用権の設定を受ける土地は、議案第3号で説明させていただいた土

地と同様となります。設定する権利ですが、権利の種類は使用貸借権の設定。利用内容は主に野菜です。貸借期間は、始期は令和7年1月1日より5年間。賃料は使用貸借権設定のためかかりません。

——さんは、皆さんご存じのとおり、主に露地野菜を栽培し、貴重な専門農家として直売所等に出荷しており、その計画案については、町としては特に意見ないものと考えております。

なお、本件につきましては、町では農業委員会の意見を聞いた後、計画案を埼玉県農林公社へ提出し、埼玉県農林公社が計画を決定し、県知事が認可、公告を行い、使用貸借権の設定がされるようになります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

○9番齊藤喜久夫委員 ちょっと教えてください。

○議長 はい。

○9番齊藤喜久夫委員 まず、案内図のところからいったら、対象地って書いてありますけれども、このグラウンドみたいなもの、ここは、ちょっといまいち分からないんですけれども、ここは何でしたっけ。

○事務局 案内図のグラウンド……

○事務局 それはワダ農園、元の農園。

○事務局 グラウンド、下のほうですよね、中学校です。

○事務局 じゃなく、対象地なので、ここがワダ農園だったところかな。

○事務局 ああ。

○事務局 田んぼになっていたり。

○9番齊藤喜久夫委員 いやいや、場所が分からないんで教えてもらいたいだけなんだ。どの辺なの。

○事務局 場所が、役場から、すぐそこです。

○9番齊藤喜久夫委員 なんだけれども、このグラウンドみたいなものがあるじゃないですか。

○議長 これ中学校だろう。

○9番齊藤喜久夫委員 中学校か、これ。

○事務局 はい、中学校です。

○9番齊藤喜久夫委員 中学校か。分かりました。

それと、もう一つが、今、利益相反の関係で——さんいねえんだけど、これ使用貸借ゼロでもこういうの該当するの。ちょっと分かんないんだけど。

○事務局 契約で、はい。

○事務局 はい、そうですね。

○9番齊藤喜久夫委員 前もそうだったんだけど、貸金ゼロじゃ意味ないと思って。

○事務局 一応、土地の契約として……

○9番齊藤喜久夫委員 土地の契約は当然なんだけどさ、お金の絡む部分で利益の相反には全然該当しないんじゃないかなと感じに思っただけなんだけど。だから、あえて、内容はね、本人が絡むから、こういう会議の場と一緒に出られないっていうのは分かるんだけど、そういう使用貸借で金がかかった場合だったら分かるんだけど、こういう場合のも該当するかねって単純にそう思っただけなんです。

○事務局 ああ、一応……

○議長 一応該当する。

○事務局 そうですね。

○9番齊藤喜久夫委員 分かりました。確認だけです。

○事務局 はい、すみません。

○議長 ほかに質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画についてに対する採決を行います。

本件は申出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は申出のとおり決定いたします。

続きまして、議案第4号 農用地利用配分計画について採決を行います。

本件は、配分計画案について意見なしで報告したいと思いますが、これにご異議ございま

せんか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は、配分計画案について意見なしで報告したいと思います。

常木三郎委員につきましては、席に戻るようお願いいたします。

(1番常木三郎委員着席)

○議長 以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、11月の委員会日程でございます。

11月の委員会日程は、25日月曜日、午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、11月25日月曜日、午後1時30分からといたします。

なお、終了後に農振協議会を開催しますので、委員の皆様には併せてご出席をお願いいたします。

次に、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 先月の許可状況ですが、観光協会のもみじ公園の一時転用につきましては、10月17日付で許可となりましたので、ご報告いたします。

以上です。

○議長 はい。ほかはない。

○事務局 終わってから。

○議長 以上で本日予定した議題は終了いたしました。

これで、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長 それでは、これをもちまして、令和6年第10回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後2時14分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和6年10月25日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 井 上 ゆかり

署名委員 山 口 俊 司